

大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第1号

大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「越えない」を「超えない」に改め、「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「月」の次に「（当該月の通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び前項第2号」を「、第3項第2号に定める額及び前項第1号」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で
1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。